

○小山市雨水タンク設置費補助金交付要綱

平成20年3月31日

規程第23号

改正 平成22年9月30日規程第40号

令和5年1月12日規程第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、雨水の流出抑制を図ることを目的として、雨水タンクを設置した者に対して交付する小山市雨水タンク設置費補助金(以下「補助金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「雨水タンク」とは、家屋の屋根等に降った雨水を集め、これを利用するための貯水タンクをいう。

(補助対象物)

第3条 補助金の交付対象となる雨水タンクの基準は、次のとおりとする。

- (1) 貯留した雨水を有効に利用するための器具を備え、水が腐敗をしないような工夫がされていること。
- (2) 貯水容量が100リットル以上であること。
- (3) 設置及び使用に当たっての安全性が確保されていること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定による市街化区域をいう。)内における土地及び建物の所有者その他当該土地及び建物について正当な権利を有する者
- (2) 市税、水道料金、下水道使用料及び公共下水道事業受益者負担金を滞納していない者
- (3) 第1号に規定する土地に、前条の基準を満たす雨水タンクを設置する者

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、雨水タンクの購入及び設置に要する費用に3分の2を乗じ

て得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の限度額は、60,000円とする。

3 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小山市雨水タンク設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 雨水タンクの購入及び設置に要した費用に係る領収書及び内訳書の写し

(2) 設置の状況が確認できる写真

(3) 市税等納付状況調査同意書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、雨水タンクを購入した日から1年以内とする。

（補助金交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金交付の可否を決定し、小山市雨水タンク設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）又は小山市雨水タンク設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定した者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金受給者の責務）

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）は、雨水タンクを常に良好な状態で維持管理しなければならない。

2 補助金受給者は、台風等の大雨が予想されるときは、あらかじめ雨水タンクに貯留した雨水を排水し、十分に貯留できる状態にしておかななければならない。

（補助金交付の取消し）

第9条 市長は、補助金受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該取消しに係る補助金を返還させることができる。

(1) 偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認めたとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行し、同日以後に雨水タンクを購入及び設置をした者について適用する。

附 則 (平成22年9月30日規程第40号)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年1月12日規程第1号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に雨水タンクを購入及び設置した者について適用する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

小山市雨水タンク設置費補助金交付申請書

小山市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

小山市雨水タンク設置費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 設置場所 小山市
- 2 品名・規格
- 3 購入及び設置に要した費用 円
- 4 補助金交付申請額 円
- 5 設置完了日 年 月 日
- 6 補助金振込先

| | | | | |
|-----|-------|-------|------|--|
| 振込先 | 金融機関名 | | 支店名 | |
| | 預金種別 | 普通・当座 | 口座番号 | |
| | フリガナ | | | |
| | 口座名義人 | | | |

添付書類

- (1) 雨水タンクの購入及び設置に要した費用に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 設置の状況が確認できる写真
- (3) 市税等納付状況調査同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

小山市指令 第 号
年 月 日

小山市雨水タンク設置費補助金交付決定通知書

様

小山市長

年 月 日付けで申請のありました、小山市雨水タンク設置費補助金については、次のとおり決定しましたので、小山市雨水タンク設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

補助金決定額 円

様式第3号(第7条関係)

小山市指令 第 号
年 月 日

小山市雨水タンク設置費補助金不交付決定通知書

様

小山市長

年 月 日付けで申請のありました、小山市雨水タンク設置費補助金については、下記の理由により交付できませんので、小山市雨水タンク設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

理由

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)